

## 平成25年度 第1回 佐世保市図書館協議会 会議録

1. 日 時 平成25年4月25日(木) 午後4時30分～午後6時00分
2. 場 所 佐世保市立図書館 A会議室(諮問) 視聴覚室(講話)
3. 出席者 ○佐世保市図書館協議会委員 (定数5名)(出席5名)
  - ・学校教育関係者 畠本 孝子
  - ・社会教育関係者 宮原 利明
  - ・社会教育関係者 迎 純子
  - ・学識経験者 原口 孟士
  - ・学識経験者 阿部 律子○事務局(出席2名)
  - ・図書館長 渡辺 恵美
  - ・図書館長補佐 坂口 周一
  - ・図書第一係長 浜田 裕子

### 4. 内容

- (1) 佐世保市立図書館の今後の運営のあり方について(諮問)
- (2) 小郡市立図書館 永利和則館長 講話

### 5. 館長挨拶

今年度は、5回の協議会開催を予定している。本日、第1回目は、佐世保市立図書館の今後の運営のあり方について諮問させていただき、その後、小郡市立図書館の永利館長からお話を伺うことになっている。

先日、指定管理者を導入した武雄市図書館に行ってきた。館内のスターバックスに長蛇の列ができていて、大変賑わっていたが、公共図書館のあるべき姿としてはどうなのかとあらためて感じる機会となった。今後、武雄市民にどのように受け入れられていくのか注目をしていきたい。また、本協議会でも、5月に武雄市図書館の視察を予定しているのでよろしく願いたい。

### 6. 議題

- (1) 佐世保市立図書館の今後の運営のあり方について(諮問)

#### 《 説 明 》

事務局：平成20年7月、佐世保市立図書館の今後の運営について、図書館長から佐世保市図書館協議会へ諮問をさせていただいた。それに対し、平成21年1月、長期的展望に立った図書館の望ましい運営について答申を頂き、その中で、図書館の運営形態については、窓口委託や指定管理者制度は望ましくないというご意見を頂いた。

その後、図書館に対するニーズはますます多様化・高度化し、地域の情報基盤としての整備等も求められるようになってきた。しかし、一方で、厳しい財政状況に伴う事業の見直しや予算削減、施設の老朽化、人員不足など難しい状況にもある。

全国的にも、公立図書館を取り巻く環境は徐々に変化しており、指定管理者として新たな民間の参入などもあっている。

その様な中、平成24年9月佐世保市議会の一般質問において、図書館の効率的な運営とサービスについての質問があり、今後のあり方について検討を求められた。

こうした状況を踏まえて、佐世保市立図書館の運営のあり方について、あらためて研究する必要がでてきていることから、佐世保市図書館協議会において、再度検討をお願いしたい。

（ 図書館協議会に対し諮問文を提出。図書館協議会、受諾 ）

## （２）小郡市立図書館 永利和則館長 講話

事務局：永利館長様は、小郡市立図書館長としてもお忙しいかたわら、日本図書館協会理事、日本図書館研究会評議員も歴任されていらっしゃる。本日は、小郡市立図書館の運営状況や、指定管理者から直営に運営を戻された経緯などお聞かせいただき、今後の佐世保市立図書館の運営を検討するうえで、参考にさせていただければと思っています。

### 《 小郡市立図書館 永利和則館長 講話 》

本日は、指定管理者制度についてお話しさせていただく。

小郡市では、３年間、指定管理者制度を導入したが、元の直営に戻すことになった。指定管理者制度が、なぜ受け入れられなかったか。そのあたりを中心にお話をしたい。

まず、指定管理者制度の話に入る前に全国の図書館のことについて話をしたい。全国の図書館の数は、現在 3, 210 館で各自治体に 1 館以上ある。正規職員の数と非正規職員の数では、だんだんと非正規職員の方が増えてきており、正規職員の約 2 倍になっている。しかし、司書の占める割合はあまり変わらない。指定管理者制度を導入する自治体の数は、年々増えているが、指定管理者や委託にしたからといって、全体的に司書の数は増えていない。それには、いろいろと理由があるが、司書の資格を持っていても賃金が安く、なかなか、なり手がいないという問題がある。

また、年々、図書の個人貸出しは増えているが、予算は減っている。このような厳しい状況の中で利用を支えるため、各図書館は相互貸借などで対応を行っている。

指定管理者制度は、平成 15 年に地方自治法の改正により導入された。制度を作ったのは国だが、選択するのは自治体住民である。導入をするかしないかは、自分たちで決めて下さいというのが国のスタンス。国が指定管理者の運営について出している通達などは、あくまでも目安である。民間の経営、発想、ノウハウを施設運営に活かし、住民サービスの向上を図ることを目的とするより、第一にコスト縮減がきているのが指定管理者制度の現状である。

直営の館長に多いのは、他の職務との兼任、嘱託職員が多く、司書の資格を持っていない方も多い。これが、指定管理者になると正社員で司書の資格を持っている場合が多い。

指定管理者の導入状況は、日本図書館協会の調査によると 296 館が導入している。そのうち市立が、147 館である。指定管理者の受託先は、2007 年度は、民間企業は 58 件、公社や財団が 46 件だった。しかし、現在、民間企業が 205 社、公社や財団が 45 件となっており、民間企業の参入が非常に増えている。指定管理者制度導入は行政改革の一環としてやっている。指定管理者は契約で行われる

ので、契約の範囲外は別途費用がかかる。民間がやる公の施設なので、民間と公の2面性を使い分けなければいけない。指定管理者がやっている図書館の館長は公務員ではない。しかし、外から見ると公の施設の長となる。

小郡市は平成18年に指定管理者制度を導入し、公募により指定管理者を決定した。武雄市の場合は、特別だろうが、多くの自治体が公募により指定管理者を決定している。

小郡市では、業務を指定管理者が行うものと直営で行うものとに分けた。市の職員は6名から3名になった。直営に戻った現在も3名である。指定管理者の館長は、民間人であるため、公での発言権がない。議会や教育委員会での発言権は全くない。民間職員なので、雇用者側の方針と行政側の方針の両方を聞かなければならない。しかし、企業の考え方と行政の考え方は相容れない。企業の儲からなければいけないという考え方と図書館の無料の原則とは、相容れないものがある。指定管理者の館長は市の情報が入りにくい。しかし、直営の館長は市の決定に直接かかわることができる。

指定管理者制度を行っている自治体は、自分達が決定し導入したものであるから、指定管理者制度がなじまないとは絶対に言わない。ですから、視察などに行かれても本音を聞くことはできない。ましてや、指定管理者側からも公の場では絶対に言わない。

行政サービスと図書館サービスにはずれがある。行政サービスは、費用対効果、受益者負担の原則が求められるが、図書館サービスは、図書館法17条で無料の原則がある。

直営であろうが、指定管理者であろうが、図書館が目指す方向性を明確にしなければならない。

また、指定管理者を導入した場合は、教育委員会の中に図書館を理解できる人を養成しなければならない。

小郡市の集中改革プランにおいて、平成18年から指定管理者制度にて公共施設の管理を行うことが決定した。しかし、平成19年に策定された第1次行政改革行動計画には、平成18年に指定管理者を導入した施設の検証を行い、見直しを行う旨が明記された。この時点で指定管理者制度については無理があるということが明らかになってきた。小郡市の施設は公社が指定管理者になったものが多かったが、公社の見直しについても計画に明記された。第2次行動計画が策定される前、平成23年4月に計画の実績がだされた。指定管理者の導入により平成18年30,000千円、平成19年に5,300千円の費用削減がなされたものの、迅速な意思決定を行うことができない等の問題点がだされ、直営に戻ることが検討された。これにより、図書館、文化会館、運動公園が直営に戻された。また、公社の継続の是非も検討された結果、解散が決定した。平成24年3月に策定された第2次計画の「市民との情報の共有」の項目に図書館システムを活用した行政サービスの向上と情報公開が明記された。これは、議員から、各課の情報を市のホームページをみても分からないと議会において質問があった。それを受け、平成27年度図書館のコンピュータがリニューアルされる際に、行政資料や報告書を電子化したものをホームページで見られるようにしようということになった。平成25、26年度に緊急

雇用対策の補助金を使い電子化の作業を行う。平成25年6月補正に計上予定である。民間活力の効果的な活用については計画の中に記載はあるが、指定管理者については明文化されていない。

次に、「みんなの図書館」4月号に、下吹越かおるさんが書いた「鹿児島における指定管理者による公共図書館の現状と考察」という文章に添って説明していく。

鹿児島では、県内の指定管理者のネットワークを平成24年10月に作ったという。ある意味、こういうことは、大変危険なことかもしれない。情報交換をすることにより、本来、企業秘密であるノウハウなども外には出さなければいけなくなる。なぜこのようなことになったかという、鹿児島の指定管理者は困っている。行政がなにを考えているのか、どのように対応していいのかわからない。鹿児島の8館の指定管理者の館長が答えたアンケートによると、

- ・市民からの評価は高い
- ・来館者も多い
- ・指定管理業務の短期契約による交代が不安である
- ・市の幹部に直接説明ができない
- ・業務委託と勘違いされている
- ・選書の決定権は市にあるのでタイムラグがある
- ・例年同額の運営資金に規定されて、従来どおり又は縮減運営になる
- ・企業体質の考え方と図書館運営のあり方に遊離がある
- ・公民として市民育成の立場にあるのか疑問がある
- ・市の総合計画などに図書館が入れない
- ・館長として市の他の課長との連携がない

下吹越さんは、指定管理者について、基本的には自治体が直営で運営するのが望ましい、しかし、今までの自治体のやり方では図書館は良くなれないと書いている。

また、指定管理者制度を導入するにしても

- ・財政策削減ありきでは困るということ
- ・長期的展望にたった雇用を確保すべきだということ
- ・安定した運営をするためには長期的な契約をしてほしいということ

ましてや、指定管理者は競争原理の上で業務を行っているのに対し、直営の運営にはその点が希薄であるとの考え方を示している。最終結論として、「どこがやっているか」ではなく、「どんな人たちがどんなおもいでやっていくのか」といふことが重要だと述べている。

さらに、今後の考慮する点として、

- ・市職員の指定管理者制度と業務委託の違いの理解・認識
- ・職員賃金の見直し
- ・積極的なパートナーシップ
- ・定期的なモニタリング

を挙げている。モニタリング先の自治体の担当者に図書館職員経験者がいなければ、きちんとしたモニタリングはできない。

次に、小郡市についてだが、市長が平成21年の第2期目のマニフェストの中に「役に立つ図書館づくりと読書活動の充実」ということで、「読書の街づくり日本一」

を目指すことを掲げた。これにより平成23年の総合振興計画にこれが明記され、その個別計画としての子ども読書推進計画の中に「読書の街づくり日本一」が明記された。市長は、図書館の利用者で、本もよく読み、読み聞かせなどもやってくれる。

今年、私が教育長からもらった命題は、全国学習調査の「読書が好きですか」という項目の回答が、全国平均を越すこと、そのための学校支援を行いなさいということだ。

小郡市では、学校との連携事業として、図書館のサーバーに、小学校8校、中学校5校、県立高校2校、専門学校1校、全部で16校分のデータ17万冊が一緒に入っている。図書カードも小学校1年生になったら全員作り、専門学校の学生も入学時に作る。同じカードを学校でも図書館でも使うことができる。年間に80回、巡回の配本車まわって12,000冊の本が動いている。学校図書館支援センターの職員を中心に行っている。

国の教育基本法が平成18年に改正され、生きる力の確実な育成が求められており、教育委員会全体で取り組み、図書館もかかわってくる。教育施設としての図書館が、これからどのようにかかわってくるかが課題である。

佐賀県の武雄市図書館は、本屋と図書館がすみ分けされているのだと思う。図書館は、保管図書を貸出し、新刊本はT S U T A Y Aに並べられている。公共図書館のあり方が、果たしてそれでいいのかと疑問がある。しかし、人を集める街づくりとして、武雄市はそれを選択された。

佐賀県伊万里市は住民が図書館育成にかかわっている。生涯学習の拠点、市民の心の栄養、知の砦として、市民とともに模索していき、最終的に行政が責任を持って図書館を運営していくと伊万里市長は言っている。

長野県小布施町では交流から文化が生まれるという考え方から図書館を運営され、文化の収集のため、デジタルアーカイブ事業が行われている。

宮城県東松島市の図書館では、個人にインタビューを行い震災の記録を残す活動を行っている。

2005年に、アメリカのオバマ大統領が、アメリカの図書館協会で講演を行った。この中で、図書館は本やデータを蓄積させる建物ではない。大きなアイデアや深遠な概念が発見される場所であり、学習の聖域であり続けるべきだと言っている。また、子ども達の読書の必要性についてもうたっている。

指定管理者制度を導入しようが、直営であろうが、図書館がこれからの街づくりの中でどのような役割を果たしていくのかを、行政は考えていかなければならない。

最後に、私の経験からいうと、図書館は直営であるべきだと思う。

#### 《 質 疑 》

事務局：行政資料のデジタル化を行うということだが、それは、市のホームページと図書館のホームページの両方で閲覧できるのか。

小郡市立図書館長：市のホームページは、図書館のホームページにリンクしているので、図書館のホームページで閲覧できるようにする予定だ。

事務局：現在いる正規職員3名の役割は。

小郡市立図書館長：館長1名、係長1名、事務職1名。館長が政策決定的なものを行い、係長が、その補佐を行っており、もう1名の職員が庶務的なことを行っている。係長と事務職は、カウンター業務にも当番で入っている。

委員：学校の図書館はどのようになっているのか。

小郡市立図書館長：学校図書館は、5,000～10,000冊の蔵書を持っている。非常勤又は正規職員の学校司書が配置され、さらに司書教諭が兼任で配置されている。

私は、4月に学校図書館支援センターの職員と一緒に全部の学校を回り、小郡市立図書館の業務、学校図書館に対する支援内容などを話した。しかし、学校によって温度差があるため、年に3回、図書館とセンターと学校司書と司書教諭及び教務課で合同の会議を行う。

委員：事業実施のための助成金等は、館長自ら探すのか。

小郡市立図書館長：そのとおりである。市の企画課などに国、県から話が降りてくるので、そこから情報収集などを行う。今年度、6月補正に出す事業は、緊急雇用対策事業を活用する。それから、福岡県の街づくりの事業2/3補助で、補助金が2,000千円程つくので、野田宇太郎文学資料館の作品作りに使用する。また、食の安全に関する図書購入費として、消費生活の基金から200千円、同じように6月補正に出す予定である。

《 図書館協議会から、お礼の挨拶 》

委員代表：本日は、ご多忙な中、わざわざ佐世保までお越しいただき誠にありがとうございました。前回の諮問に対し、平成21年1月の図書館協議会において、直営による運営をとという結論を出した。今回、また、新たな諮問を受けたが、お話を伺いして一番大事なのは、実際に利用する佐世保市民の利益になるように考えながら、より良い図書館運営ができるよう答申ができればいいと思う。本日は、大変参考になるすばらしいお話を頂き本当にありがとうございました。